

平成29年第4回東広島市議会定例会について

1 会 期

平成29年12月1日（金）から12月21日（木）まで（21日間）

2 一般質問

(1) 日 程

平成29年12月12日（火）から12月15日（金）まで

(2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり。

3 報告事項及び議案（教育委員会関係）

(1) 報告事項

専決処分の報告について

(2) 議案

ア 公の施設の指定管理者の指定について

(ア) 河内スポーツアリーナ及び入野区民グラウンド

(イ) 志和市民グラウンド

(ウ) 福富多目的グラウンド

(エ) 河内市民グラウンド及び河内発祥園コミュニティスポーツ広場

イ 東広島市使用料条例の一部改正について

ウ 東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

エ 東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

オ 平成29年度東広島市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）

カ 平成29年度東広島市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）

平成29年第4回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

質問者	質問項目	担当	答弁者
北林 光昭	2 東広島市の生涯学習について (1) 生涯学習の全体像について ア 本市の生涯学習の方向性について イ 本市が描く生涯学習社会について ウ 生涯学習の成果と各種団体の関係について (2) 生涯学習支援体制について ア 学習支援を行う人材の育成について イ 社会教育関係施設が連携して作る支援体制について (3) 生涯学習の場の整備について ア 老朽化する生涯学習施設の維持・補修または新設について	生涯学習課	教育長
大道 博夫	1 学校教育について (1) 学校と地域の連携について ア これまでの取組みについて イ コミュニティ・スクール推進について (2) 2学期制について ア 検証と今後について (3) ネット教育について ア 児童生徒へのネット教育について	指導課 青少年育成課	教育長
小川 宏子	1 まちづくりの課題 (2) 龍王小学校開校に向けた課題について イ 通学路で想定される危険箇所への取り組みを伺う	教育総務課	学校教育部長
宮川 誠子	1 共生の社会を実現する (1) 子どもの能力を発揮させる教育 ア 個性を奪う教育になっていないか？ イ 学校の現状は？	指導課	教育長
重森 佳代子	1 公共施設の管理運営について (1) 指定管理者制度について イ 芸術文化ホール「くらら」の事業費負担について (2) 新美術館の運営について ア 指定管理者制度導入は適切か イ 事業費の負担について	文化課	生涯学習部長
	3 学校統合について (1) 小規模校統合について ア 福富・河内・志和における進捗状況	教育総務課	学校教育部長
	3 学校統合について (2) 高美が丘小中一貫校について ア 開校時期・構想の見直しについて イ リーディングスクールとしての位置づけについて	教育調整監	教育長
岩崎 和仁	1 「人々から選ばれる人口20万人都市」の実現について (2) 教育環境の充実について ア 人々から選ばれる教育について	指導課	教育長

答弁内容（平成29年第4回定例会）

■質問者 北林議員 ■担当 生涯学習部

■質問事項

- 2 東広島市の生涯学習について
- (1) 生涯学習の全体像について
 - ア 本市の生涯学習の方向性について
 - イ 本市が描く生涯学習社会について
 - ウ 生涯学習の成果と各種団体の関係について
 - (2) 生涯学習支援体制について
 - ア 学習支援を行う人材の育成について
 - イ 社会教育関係施設が連携して作る支援体制について
 - (3) 生涯学習の場の整備について
 - ア 老朽化する生涯学習施設の維持・補修または新設について

■質問要旨

- ・ 本市の生涯学習において、何をベースにどのような方向性で事業展開をしようとしているのか伺う。
- ・ 本市が考える生涯学習社会とは、どのような内容のものか、具体的な例があればそれも含めて伺う。
- ・ 本市におけるまちづくりの中心的役割は住民自治協議会が担っているが、住民自治協議会と、その他社会教育団体等や個々の生涯学習者との関係について、どのような考え方に立つのか伺う。
- ・ 教育委員会として、多様な生涯学習を支援していく職員等（中央生涯学習センター等における指定管理者が雇用する者等も含む。）に対し、具体的にどのような人材育成を行っているのか伺う。
- ・ いわゆる生涯学習施設、例えば、生涯学習支援センター、図書館といった社会教育施設、地域センターや、本市の特質でもある大学等の研究施設といった多様な施設の特質を、学習機関の個性ととらえ、連携して生涯学習の支援に役立てていく体制とはどのようなものか、具体的に伺う。
- ・ 生涯学習センターや生涯学習の場として活用される建物について、機能を維持していくための補修の方針をどのように計画されているのか伺う。さらに、美術館を除いて、生涯学習の充実のための新たな施設づくりの構想があれば伺う。

●答弁

私からは、本市の生涯学習について、ご答弁申し上げます。

まず、「生涯学習の全体像について」のうち、本市の生涯学習の方向性についてでございます。

生涯学習の推進にあたりましては、本市の「教育振興基本計画」に基づく具体的な行動計画として策定した、「生涯大学システムアクションプラン」の中で、その方向性を定めております。

当該プランでは、「市全体を、学びのキャンパスに～生涯にわたる能力開発と学びによる豊かなまちづくりの実現～」を基本目標とし、併せて、「学びの入口を広げよう」、「学びを生かして活躍しよう」、「学びの楽しさを伝えよう」、「学びのネットワークをつくろう」の4つを施策方針としながら、各種事業を展開しているところでございます。

次に、本市が描く生涯学習社会についてでございます。

近年、市民の学習需要が高まる一方で、学習内容が多様化・高度化するのに伴い、生涯学習社会実現への期待はますます高まっております。本市では、市民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価される仕組みなど、生涯学習社会の実現のための取組みを進めております。

具体的には、生涯学習センターや地域センターにおける主催講座をはじめ、大学等と連携した講座の開催、市民の求めに応じて公的機関の職員が講師となり地域へ出向いて実施する「生涯学習まちづく

答弁内容（平成29年第4回定例会）

り出前講座」のほか、自らの学習記録を綴る「生涯学習パスポート」など、市民誰もが、気軽に、いつからでも生涯学習がはじめられるよう、そして、それが継続し、自分の生きがいとなるよう、様々な事業を実施いたしております。

次に、住民自治協議会やその他社会教育団体等と個々の生涯学習者の関係についてでございます。

本市では、生涯学習センターや地域センターで学んだ個々の学習者が、それぞれグループを作り、自主的に学習を続けております。こうしたグループが住民自治協議会の主催する行事に参加したり、事業に協力する動きが広がりつつあることから、今後、住民自治協議会やその他団体等が、学習者との信頼関係や結びつきが深まるものと考えております。このような地域における人的ネットワークが基盤となり地域の課題を解決するための活動が、より一層広がるよう、期待しているところでございます。

次に、「生涯学習支援体制について」のうち、学習支援を行う人材の育成についてでございます。

様々な講座の企画・運営を担う生涯学習推進員及び地域センター事務職員に対しまして、学習支援に必要な知識、技能等を身につけるため、学習圏別研修やスキルアップ研修等を実施しているほか、県の主催する研修会に参加し、地域住民や関係機関をつなぐコーディネーター、ファシリテーターとなるよう、人材育成に取り組んでおります。

次に、社会教育関係施設が連携して作る支援体制についてでございます。市全体を学びのキャンパスとするため、大学や試験研究機関等で構成する生涯大学システム運営協議会において、毎年各種事業を企画し、例えば、「ひがしひろしまスペースクラブ」では、広島大学と連携して、天文台で星の観測を行ったり、近畿大学工学部の「東広島学」、並びに、広島国際大学の「サマーカレッジ」などの連携講座において、大学の施設や本市の生涯学習施設等を活用しているところでございます。

また、図書館を中心に地域センター及び生涯学習センターでフィールドワークを行ったり、図書館での調べ学習など地域と連携する事業を展開することで、より生涯学習の幅が広がっていくものと考えております。

次に、生涯学習の場の整備についてでございます。

本市の公共施設につきましては、公共施設適正配置に係る実施計画に基づき、施設の建替えや廃止を進めているところですが、現状維持としている施設につきましては、今後、施設の延命化に取り組んでいく必要がございます。

生涯学習施設の多くが建設から20年以上経過しており、建物の補修、機器の更新が必要となっております。

これまでの建物補修や機器更新は、事後保全が中心でしたが、利用者の皆様に安全に、継続的に、そして長きにわたり、ご利用いただくためには、予防保全の考え方に移行していかなければなりません。

今後は、施設の修繕計画策定に取り組み、計画的に補修工事を行ってまいりたいと考えております。

また、美術館以外の新たな施設づくりについてでございますが、現在のところ具体的な構想に至っていない施設はございません。

新設する場合には、公共施設の適正配置に係る基本計画にございますように、費用対効果を考慮すること、周辺施設の建替え時に機能集約し、複合施設とすることなど、十分な検討を行う必要があると考えております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

■質問者	大道議員	■担当	学校教育部
■質問事項	1 学校教育について		
	(1) 学校と地域の連携について		
	ア これまでの取組みについて		
	イ コミュニティ・スクール推進について		
	(2) 2学期制について		
	ア 検証と今後について		
	(3) ネット教育について		
	ア 児童生徒へのネット教育について		

■質問要旨

- ・ コミュニティ・スクールの全国の導入状況について、平成29年4月現在で、公立小・中学校、義務教育学校の数は3,398校となっているが、広島県では、北広島町2校、府中市7校、府中町1校、尾道市2校、安芸太田町1校で導入されている。
- ・ 文部科学省の平成23年度「コミュニティ・スクールの推進への取組」に係る委託事業成果等報告のよると本市は「平成24年度の取組状況（平成24年10月31日現在）において、指定および指定検討の予定は無い。」とあった。
- ・ そこで、現在の本市における「地域とともにある学校づくり」について、学校と地域の連携に係るこれまでの取組み及びコミュニティ・スクール推進についての市の所見を伺う。
- ・ 本市では平成17年から教育委員会規則により前期、後期の2学期制となった。文部科学省の平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査によると3学期制は公立小学校において79.4%、公立中学校において79.6%と平成23年度調査から微増している。2学期制のメリットとして、始業式・終業式が1回減ることによる授業時間の確保やゆったりと長いスパンで指導計画を組むことができるほか、教師の事務作業の軽減がある一方、デメリットとして、夏休み・冬休みを挟むことから学期のけじめがつきにくい、中学では試験範囲が広がる、秋休みに保護者は仕事で家にいない等がある。
- ・ そこで本市では、2学期制について教職員や保護者に対してアンケート等の検証はされたのか伺うと共に、今後をどのように考えているのか伺う。
- ・ 内閣府の「平成28年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、携帯ゲーム機・スマートフォン・パソコンいずれかを利用している小学生は約84%、そのうちインターネットを利用している小学生は約62%である。近年、子どもたちが容易にスマートフォンやゲーム機を通してインターネットに触れる環境が整っていることから、様々なトラブルに巻き込まれたり、自分は悪気がないのにトラブルの加害者になったりすることが発生するようになった。このような問題の解決策の一つとして、ICTメディアの利用を制限してトラブルを回避するのではなく、子どものコミュニケーション能力そのものの向上を支援し、ICTメディアを有効活用できるようになることを目指し、主体的なコミュニケーション能力の育成を行うことが大事だと考える。また、家庭で話し合う環境づくりには、子どもたちはもとより、保護者・教職員をはじめ、子どもたちを保護・教育・指導する立場にある全ての方々に対してもインターネットの安心・安全利用に関する啓発が必要となっている。
- ・ そこで本市における児童生徒へのネット教育について、どのような取組みをしているのか伺う。

●答弁

私からは、「学校教育について」ご答弁申し上げます。

はじめに、「学校と地域の連携について」でございます。

本市教育の推進につきましては、学校教育レベルアッププランに示しております、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図るために、学校・家庭・地域が相互に信頼し、一体となって取り組むことが必要であると捉えております。これまで、本市におきましては、伝統的に学校・家庭・地域が一体となった教育の推進に努めております。

児童生徒の登下校中の安全を見守る安全ボランティアをはじめ、総合的な学習の時間における「地域の伝統、文化」を題材にした学習や環境学習での支援、職場体験学習へのご理解とご協力、学校行事への参画など、地域の方々より多大なるご協力をいただいております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

このような、地域の方々の学校教育へのご理解とご協力は、本市教育の強みであり、よりよい信頼関係に基づいた「地域とともにある学校づくり」に繋がっているところでございます。

こうした取組みにより、平成29年度の「基礎・基本」定着状況調査における児童生徒質問紙調査の結果では、「自分の住んでいる地域のことが好き」と答える児童の割合は91.7%、生徒の割合は85.8%であり、それぞれ県の平均値90.4%、82.4%よりも高い結果でございました。

また、地域に開かれた学校づくりを一層推進させることを目的とした学校評議員制度によりまして、地域の方に学校評議員として参画していただき、校長の求めに応じて、学校運営に関することや地域との連携の進め方などについて、意見をいただいております。

次に、コミュニティ・スクール推進についてでございます。

コミュニティ・スクールは、教育委員会から委員に任命された保護者や地域住民等で構成される合議制の機関である学校運営協議会を設置している学校であり、平成16年に制度化されたものでございます。

学校運営協議会では、校長の作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営全般について教育委員会・校長に意見を述べるなど、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みでございます。

導入後に実施されました文部科学省の調査によりますと、コミュニティ・スクール導入の成果として、学校に対する保護者・地域の理解の深まり、地域と連携した取組の組織的な展開が図られたことなどを挙げております。

一方で課題として、学校評議員制度など類似制度との違いが不明確であること、また、既に保護者や地域の意見が十分反映されている場合の必要性、そして、学校の自律性が損なわれるのではないかとの懸念などが挙げられております。

本市におきましては、管理職研修において、コミュニティ・スクールを先進的に推進している他県の学校から学ぶ機会を設けるとともに、学校・家庭・地域の連携による学校教育の推進の成果を踏まえまして、最も適切な形での導入について、他団体の動向も注視しながら慎重に検討を進めてきたところでございます。

こうした中、平成23年に大田小学校・小松原小学校と統合し地域が広がった風早小学校において、児童が新しい仲間と充実した学校生活を送れることを願い、教育環境のさらなる充実を目指すことを目的に、学校・家庭・地域の三者がそれぞれの役割を担う連携の在り方として、コミュニティ・スクールの取組に着手されました。

その取組の中で、各地域からの代表者や学識経験者等からなる協議会を組織し、地域が学校の教育活動に協力できることや学校が地域に貢献できること、子どもたちの成長した点や課題について分析するなど、学校と地域が意見交流を重ねてまいりました。加えて、学校行事やPTA行事との連携、教育研究会や総合的な学習の時間、登下校の見守りなど、学校支援に継続して取り組んでおられます。

今後につきましては、本年4月から学校運営協議会設置の加速化を促す関係法律の改正が行われていることから、これに適切に対応するとともに、風早小学校の取組みについては、これまでの成果を他の学校にも波及できるよう、小学校統合の進捗や各学校の実情に応じて、コミュニティ・スクールの導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、「2学期制について」でございます。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

2学期制は、平成14年の学校週5日制の完全実施を契機に、授業時間数の確保を主な目的として、全国的に広がりました。

文部科学省が実施した調査によりますと、その導入校は平成21年度にピークを迎え、その後、議員ご指摘のとおり2学期制から3学期制に戻す学校も出てきております。

その理由といたしましては、2学期制と3学期制による学校間の連携調整が困難なため、2学期制から3学期制に戻すという事例や、2学期制を導入したものの想定したよりも授業時間数の確保ができていくこと、日本の季節の移り変わりにそぐわないこと等が挙げられます。

東広島市では、平成17年度に幼稚園を含む市立の全学校におきまして、教職員が子どもたちと向き合う時間を増やすことを目的として2学期制を導入いたしました。

検証につきましては、導入1年後の平成18年度に、教職員を対象としたアンケートを実施しており、その中では、2学期制導入により、始業式、終業式等の行事の時間数や、中学校では定期テストの回数を減らすことができ、小学校で約3分の2、中学校で約3分の1の教職員が「子どもに向き合う時間が確保できた」と回答するなど、2学期制の効果を確認しております。

3学期制では年3回作成していた成績表を、2回に減らすことの影響が懸念されておりましたが、本市の多くの学校で「ミニあゆみ」「テスト結果一覧表」等を作成し、夏休み前に途中段階での状況を保護者に知らせることで、保護者からは、子どもたちの生活態度、学習態度の改善を図りやすくなるという声がありました。

また、教員からは、学期途中で子どもの実態等の評価資料を整理することにより、学期末の成績処理業務が減り、結果的に子どもと接する時間の確保につながったといったという声もございました。

現時点で申しますと、広島県内において2学期制を採用しているのは、本市と広島市のみとなっております。その他の自治体では全て3学期制が採用されております。

こういった状況の中、中学校におきましては、2学期制の学校と3学期制の学校とでは、定期テストの時期が異なるため、近隣の自治体の学校から、中体連等の大会における日程調整の難しさを指摘する声や、一部の教員からは定期試験の範囲が広くなりすぎるといった声もあります。

新学習指導要領では、学習内容の質がますます高まり、量も増大することになっており、こういった状況から、授業時間数や教員が子どもと向き合う時間の確保がますます重要になると捉えており、今後、これまでの2学期制の一定の成果を踏まえ、小中学校の意見を総合的に勘案し、より適切な制度運用となるよう検討して参りたいと考えております。

次に、「ネット教育について」でございます。

情報化社会の進展により、スマートフォンやパソコン等が急速に普及し、インターネットはその利便性から私たちの生活に欠かせないものになっております。

それに伴い、コミュニケーションを図る手段としてメールやSNS等の利用が広まり便利になる一方で、様々なトラブルが全国的に発生しており、本市においても児童生徒によるネット上での不用意な書き込み等によってトラブルに発展した事例が報告されています。

このような状況から、児童生徒が安全にインターネットを利用するためには、インターネットの利便性の裏に潜む問題点を理解したうえで、よりよいコミュニケーション能力を育むネット教育、いわゆる情報モラル教育が重要であると考えております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

現在、東広島市立の小中学校におきましては、インターネット利用に係るルールやマナー及び利便性や危険性を正しく理解し、適切に活用するための基になる考え方や態度を育成する教育活動を行っております。

小学校では各教科や総合的な学習の時間等において、情報の収集や活用に係る学習活動を通して情報モラルも含めた情報活用能力の育成を図っております。

中学校では、技術・家庭科において、ネットワーク上のルール、危険回避、プライバシー、人権侵害等について学習を行っております。

さらに、専門性をもった講師等を招き、インターネットに潜む問題点や、インターネットを利用するうえでのルールやマナー等を学ぶことを通して、安全かつ適切に活用するための学習も行っている小中学校もございます。

また、インターネット利用に係るトラブルを防ぐには学校での指導に加えて家庭における認識も不可欠であると考えております。

そのため、学校はPTA講演会や参観日等において、保護者がインターネットの危険性や利用実態を知るとともに予防のためのフィルタリングや家庭のルールづくり、関心や責任を持つことの必要性等について学び、考える取組みを進めております。

今後も、進展する情報化社会の中で児童生徒が安全にインターネットを利用し、よりよいコミュニケーションを図るために、すべての保護者に向けた啓発活動に取り組むとともに、児童生徒に対する情報モラル教育を推進してまいります。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

- 質問者 小川議員 ■担当 学校教育部・総務部
■質問事項 1 まちづくりの課題について
(2) 龍王小学校開校に向けた課題について
イ 通学路で想定される危険箇所への取り組みを伺う

■質問要旨

- ・ 通学路に危険箇所が数か所あることから、具体的にどのような取り組みをしているのか伺う。また、交通指導員の配置をどのように検討しているか伺う。

●答弁

私からは、「まちづくりの課題」について、「龍王小学校の開校に向けた課題について」のうち、「通学路で想定される危険箇所への取り組みについて」ご答弁申し上げます。

龍王小学校の通学路につきましては、寺西小学校からの分離新設ということもあり、事前に寺西小学校において通学路検討委員会を設置していただき、地域や保護者の皆様の意見を聴きながら、主な通学路の案を決めていただいております。

また、その通学路における危険箇所に対して、今年度当初に、地域や保護者からの要望を学校で取りまとめられ、改善要望書として、教育委員会に提出していただいております。

その改善要望書は、他の小中学校の改善要望と併せて教育委員会で集約した後、警察や広島県などの関係機関に検討を依頼し、検討結果につきましては、8月29日及び30日に各関係機関から各学校に直接説明をさせていただいております。

このうち龍王小学校分としては、信号機の設置要望が2箇所、横断歩道の設置要望が2箇所、歩道の拡幅要望が1箇所の計5箇所の改善要望が提出されております。

具体的内容でございますが、信号機の設置につきましては、龍王小学校北交差点と西条東の宇治木医院横の交差点で設置要望が出ており、龍王小学校北交差点につきましては、9月22日に信号機の設置が完了し、既に供用開始されております。

宇治木医院横の交差点につきましては、信号機の設置スペースの問題から、現状では対応が困難な状況であり、当面は引き続き交通指導員の配置などで安全対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、横断歩道の設置につきましては、市地踏切から南へ約70mの地点の交差点と、龍王小学校の北側を東西に走る市道寺家北線のうち龍王小学校北交差点から西側へ約200m先の交差点で設置要望が出ております。

いずれも、横断歩道の前後に待機スペースが必要とのことから、現在は横断歩道の設置には至っておりませんが、市地踏切南側交差点につきましては、待機スペース確保のために用地取得の交渉を進めており、龍王小学校西側の交差点につきましても、すみ切りのスペースを利用して待機スペースの確保が出来ないか関係機関と協議しているところでございます。

用地買収等が伴うことから時期は確定できませんが、出来るだけ早期に設置できるよう関係機関とも協議してまいります。

次に、歩道の拡幅要望につきましては、県道飯田吉行線と憩いの森公園への進入路との交差点付近におきまして、県道北側の歩道を拡幅してほしいとの要望が出ております。

現在は、県道南側に歩道が整備されていることから、北方面から通学する児童は、一旦県道を南側に渡って通学しておりますが、県道北側に歩道が出来れば県道を渡る必要がなくなることから要望されているものでございます。

道路管理者である広島県とも協議しておりますが、道路と民地との間に高低差があることや、将来は

答弁内容（平成29年第4回定例会）

4車線化の計画があることなどから、早期の対応は困難とのことでございます。

当面は、これまで通り歩道のある部分を通して通学することとなりますが、引き続き広島県に対して要望をしております。

なお、こうした改善要望に対する改善状況につきましては、来年1月に開催する保護者説明会でも説明をさせていただくとともに、今後も継続的に保護者や学校と連携を図り、危険個所の実態把握と対策に努めながら、通学路のさらなる安全確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、交通指導員につきましては、各小学校区において登校時の街頭指導を行なっているところでございます。

今後、龍王小学校におきましても、開校までに街頭指導箇所につきましては学校と協議し、交通指導員を配置することとしております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

- 質問者 宮川議員 ■担当 学校教育部
- 質問事項 1 共生の社会を実現する
(1) 子どもの能力を發揮させる教育
ア 個性を奪う教育になっていないか？
イ 学校の現状は？

■質問要旨

- ・ 戦後教育の方法は、競争させ、できないことを欠点であると脅し、子どもを萎縮させる教育指導であると思う。近年、自己肯定感を持つ子供の割合が他国に比較して少なくなっていると言われており、親の言う事を聞く良い子に限って、自分に自信が持てず、劣等感を持つ子どもが多いと感じている。これは、小さいころから、学校の先生、両親や周りの大人から勉強やスポーツなどができないことは劣っていることだと言いつづけられ、こうした価値観を植え付けられて傷つき、劣等感を持つようになるからであると思う。大人は、愛情だと思って子どもを脅しているのだが、その一言が子どもの自信を奪い、劣等感を与えていると気付くべきであると思う。もちろん成績が良いことは良いことだが、成績が悪いことはダメなことだと捉えるのは、間違いだと思う。成績の良し悪しは一つの小さな尺度でしかない。教育の役割は、子供達が社会に出て、その子なりにしっかりと生きていけるよう、それぞれの個性を伸ばし、自信を持って社会に送り出してやることであると思う。共生の価値観で社会が成り立っていた戦後の日本人は、自分のできることをして役割を担い、支え合いながら社会を形成していたため、それぞれの個性を伸ばす教育が行われていた。戦後教育は、子供たちの個性を奪う教育になっているのではないかと危惧しているが、所見を伺う。
- ・ 社会全体に教師は多忙であるというイメージが定着し、教員試験の受験者数が減少傾向にあり、優秀な人材が逃げていくことを危惧する声も聞く。子どもの個性を伸ばし、自信を持たせる教育を実現するためには、教える側に精神的なゆとりが必要であり、教師の多忙という問題は軽視できない課題であると思う。
- ・ また、本市の教育を管理し、その事務執行に責任を持つ立場である教育委員会は、各学校現場の状況を詳細に把握していなければならないと思う。本市教育を進めるに当たり、学校現場が抱えている課題は何があるのか。そして、教師の多忙は課題として捉えているのか。
- ・ 課題として捉えているなら、その原因は何で、解決に向けてどのように取り組んでいるのか伺う。

●答弁

私からは、「共生の社会を実現する」のうち、「子どもの能力を發揮させる教育」についてご答弁申し上げます。

まず、個性を奪う教育になっていないか、でございますが、個性を大切にできる教育につきましては、今日の社会情勢の中で、益々その重要性が増してきているものと考えております。

内閣府が平成26年にまとめた子ども・若者白書の調査結果においては、日本の若者は、諸外国と比べて、自己を肯定的に捉えている割合が低く、自分に誇りを持っている割合も低いことが報告されております。

具体的に申しますと、13歳から29歳までの若者のうち「自分自身に満足している」割合は他国が70%から86%であるのに対し、日本の若者は46%にとどまっております。また、「自分には長所がある」と答えた割合も、他国が74%～93%であるのに対し、日本は69%となっております。

こうした傾向は、この調査以前から指摘されていることであり、日本の個性を伸ばす教育の在り方に、警鐘を鳴らしているものと捉えております。

その背景には、議員ご指摘の通り、明治以来、諸外国に追いつくために、一定の教育内容を定着させるために、効率を重視した一斉学習を中心としてきた傾向があるものと考えます。

国におきましても、学習指導要領の改訂の度に「総合的な学習の時間」の創設や選択教科の導入など取り組んでまいりましたが、こうした若者の意識の現状は、個性を生かす教育が未だに大きな課題であることを示しております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

私は、個性を重視する教育を推進するために、次の3つのことが重要であると考えております。

1つ目は、毎日の授業の中で、子どもたちからできるだけ多様な意見や個性的なものの見方を引き出していくこととでございます。一つの正解だけを求めるのではなく、自分と違う考えを感じとり認め合うこととであり、このことは異質なものを排除しない気風を育み、いじめを生まないことにもつながってまいります。

また、こうした気風が育つことによって、子どもたちの意識の中に、競争による優劣を超えた価値観が育っていくことが期待できます。教育の中で競争が必要な面もあることは事実であり、お互いに切磋琢磨すること自体は悪いことではございません。結果として序列が明らかになる場面があることは避けられませんが、同時に、どの子にも認められる場面を見つけてやる必要があります。

したがって、個性を伸ばすために重要なことの2つ目は、これがより重要と考えますが、教員をはじめとする大人が、一人の子供の良いところを出来るだけ見つけ出し、しっかりほめていくこととでございます。

ともすると大人は子どもの欠点に目が向いてしまいます。その子の良さは、その子自身が自覚していないことも多いものでございます。思わぬところで教員にほめられた経験が、子どもの進路選択や成長に大きな影響を与えた例は、数多く耳にするところでございます。

「自分にはよいところがある」と自信をもった子どもは、一時的に劣等感を感じることはあっても長引かせることはありません。日常の活動の中で、一人一人の子どものどんな良さを見つかることができるか、それは、常に教員が意識していなければできないこととでございます。

そして、個性を伸ばすために必要なことの3つ目は、その子の持つ興味・関心をどこまでも大切にすることだと考えます。

今年、注目された若者の一人として中学生棋士の藤井聡太四段の活躍は、記憶に新しいところでございます。デビューから29連勝という前人未到の記録を打ち立てた藤井四段の幼少の時代にも大きな関心が寄せられました。

藤井四段のご両親は、全く将棋のことが分からなかったそうですが、5歳で将棋と出会って以来、将棋に夢中になった藤井少年の姿を見て、ご両親は「子どもには好きなことをやらせよう」「子どもが何かに集中しているときは、邪魔をしない」ということだけ決めておられたそうです。

このことは、どの子にも当てはまる個性を伸ばす基本のようなものではないかと考えます。学校でも家庭でも、地域でも子どもたちは様々なものに出会います。その中でその子が目を輝かせた瞬間を大切にしつつ、その集中力が十分に発揮できるよう環境を整えてやることこそが、大人の役割といえます。

今年度の全国学力・学習状況調査の質問紙の結果では「自分には良いところがあると思いますか」との問いに対して「当てはまる」と答えた子どもの割合は、小学校で86%、中学校で78%であり、いずれも全国の数値を大きく上回っております。しかし、そう思わない子どもたちが一定程度いることも示しております。

教員は、子どもたちの個性や適性の第一発見者となることが期待される存在でございます。その役割を自覚し、子どものことを最優先に考え、見つめていく教員を育成する指導行政をこれからも充実させてまいりたいと考えております。

次に、「学校の現状は」についてでございます。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

最近の学校現場に目を向けてみますと、保護者からの一方的な要求やクレーム、発達障害など特別な支援を要する児童生徒への指導支援、いじめ問題を始めとする生徒指導に要する対応が増加しております。

さらに、子どもの基本的な生活習慣の育成等についても、学校や教員に過度の期待が寄せられるなど、学校が求められる役割も拡大してきております。

こうしたことから、教員が疲弊し、精神的なゆとりや時間をかけて丁寧に子どもの話を聞くことができなくなったり、十分な教材研究ができずに授業の質が低下したりするといったことなどが懸念されています。

本市におきましても、今年度上半期における教員が勤務時間を超えて学校内にいる時間は、小学校教員一人当たり月平均で約66時間、中学校教員は約82時間となっております。

主な要因といたしましては、先程も申しましたように、保護者対応や生徒指導上の諸課題への対応に加え、各種調査などの書類作成、授業の質を高めるための教材研究、そして、中学校における朝練習を含む部活動指導に多くの時間を費やしていることなどが挙げられます。

こうした教員の働きによって、本市の子どもたちは比較的落ち着いた学校生活を送り、学習活動や部活動に真剣に取り組んでおりますが、今後、学習指導要領の改訂内容に対応していくためには、教員の多忙感や負担感を減少させ、子供と向き合う時間を確保していくことが重要であると捉えております。

そのために、教育委員会といたしましては、当面の対策として生徒指導の充実に向けた支援、業務の効率化を図る学校環境の整備、部活動の適正化、さらには全教職員が協働して学校運営や教育活動に参画する体制づくりなどの取り組みが必要であると認識しております。

まず、生徒指導や保護者対応への支援といたしましては、今年度から、小学校への心のサポーター派遣時間を、1人当たり年間20時間増やすとともに、スクールソーシャルワーカーの活動時間も3名で180時間増やしております。

今後も、退職した校長や教員を活用するなどして、各学校の児童生徒や保護者への相談活動及び教員への支援を行ってまいります。

業務改善に関する取り組みといたしましては、平成25年度から業務改善モデル校を指定して、定時退校日の徹底、会議の精選、書類の簡素化や一部電子化などを実施しております。

今後、ICTを活用して出欠席情報管理や成績処理業務を電子化する校務支援システムの導入を予定しており、現在その準備を進めているところでございます。

中学校における部活動につきましては、今年度から、全校で週当たり1日以上部活動休養日を設定させるとともに、全小中学校で夏休み中に3日間の夏季一斉閉庁を実施し、この期間は部活動も休止することとしております。

加えて来年度は、新たに部活動指導員の派遣を検討しているところでございます。

議員ご指摘のように、学校現場は多忙であるというイメージから優秀な人材が教員を敬遠するという声を聞くこともございますが、一方では、子どもに対する教育的愛情と子どもを教え育てるという意欲と使命感をもって、志高く教職を目指す人も少なくありません。

教員がこれまで以上に、子どものことについて語り合い、授業内容について指摘し合い、互いの悩みを相談し合える時間と先輩教員が経験の浅い教員を指導する時間を創出することが非常に重要と考えます。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

そのため当面の対策と共に、根本的な対策を検討することも必要になってまいります。

中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」は、先月、教員の負担軽減策として、14項目を提示しております。その内訳は、登下校の見守り活動、放課後夜間の見回り活動、給食費など学校徴収金の徴収管理、地域ボランティアとの連絡調整の4項目を「基本的に学校外が担うべき業務」と位置づけるとともに、調査・統計への回答、休み時間の対応、校内清掃、部活動など4項目は「必ずしも教員が担わなければならない業務ではない」とし、学校内外の人材が業務を担うことも積極的に検討すべきとしております。

教育委員会といたしましては、こうした国の論議も注視しつつ、学校現場の現状を一層詳しく把握することに努める必要性を強く認識しているところでございます。

個々の教員が、日々の授業に力を注ぎ、一人一人の児童生徒に丁寧に関わり、教職に対する誇りや情熱を失うことなく心身ともに健康で働き続ける職場づくりは、前段のご質問にもあった個性を生かす教育推進のためにも、理想とするところでございます。

こうした観点からも、本市教育を支える教員の意欲や姿勢が、今後もしっかり継続できるよう、学校現場の実態や課題をしっかりと把握し、学校への支援を一層推進してまいりたいと考えております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

■質問者 重森議員 ■担当 生涯学習部

- 質問事項 1 公共施設の管理運営について
(1) 指定管理者制度について
イ 芸術文化ホール「くらら」の事業費負担について

■質問要旨

- ・ 今年度予算として、より質の高い公演事業を行い、芸術文化ホールの認知度向上、ブランド力の向上を図る目的で2,000万円の事業費が計上されているが、本来、事業費は入場料で賄うものであり、原則として、全額受益者負担で計画すべきと考えるが、今後もこの事業費を負担し続けるのか伺う。

●答弁

続きまして、芸術文化ホール「くらら」の事業費負担について答弁いたします。

市民の皆様の芸術文化活動を育む場として整備しました「くらら」におきましては、「市民の皆様にごできるだけ多くの文化芸術鑑賞機会や体験機会を提供する」という役割がございます。中でも、国内でもトップレベルの音響環境を備えている当施設におきましては、芸術性の高いイベントの開催や、知名度の高い出演者の上演を提供していくことも重要でございます。

そうした高度なイベント運営を行う上で必要な専門的知識を有し、特殊な施設を総合的に管理できる専門スタッフにより運営する中で、コストの効率化も図るために、指定管理方式とすることとしたものでございます。

ご指摘の通り、公共施設の事業運営に際しましては、受益者負担が原則でございますが、市民の皆様の利用を促進するため指定管理料として、一定の公費負担が不可欠であります。

なお、「くらら」の指定管理方式としましては、多くの施設で採用しております「使用料制」ではなく、「利用料金制」を採用しております。

利用料金制は、「指定管理者制度の理想形」として、導入推進を図るものとされている制度で、指定管理者が収納した料金を、指定管理者自身の収入とした上で、管理運営経費に充てさせるものです。

平成28年度の指定管理者の運営におきましては、経営努力や事業の積極的な運営により、当初予定以上の事業が実施され、収益の向上等が図られております。

ご指摘の利益は、利用料金制独特の制度であり、効率的で効果的な経営を促進するための経済的インセンティブであるものをご理解いただきたいと思います。

また、本年度計上しております特別事業の2千万円については、特に芸術性の高いイベントの実施を行うための事業費に充てるものでございます。

この特別事業は、芸術性の高いイベント等の実施を目的とした事業費であり、通常の運営では高額となるチケットを、市民の皆様がお買い求めいただくことが可能な額となるまで調整するための負担に充てるもので、利用者である市民の皆様に還元しているものでございます。

なお、特別公演事業は、特に開館後、館のブランド力が高まるまでの間の必要な措置として行っているものでございます。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

■質問者	重森議員	■担当	生涯学習部
■質問事項	1 公共施設の管理運営について （2）新美術館の運営について ア 指定管理者制度導入は適切か イ 事業費の負担について		

■質問要旨

- ・ 先般の一般質問において、美術館の運営方法についての答弁があったが、改めてその方向性について伺う。
- ・ 学芸部門におけるスタッフ構成をどのように計画しているのか。また、美術館は単純にサービスを提供する施設ではなく、本市の目指す理念や過去から将来にわたって蓄積すべきものを学芸部門のみならず、関わる全ての人々が共有することから、指定管理導入にあたっては、慎重を期すべきと考えるが、市の所見を伺う。
- ・ 所蔵するコレクションの現在の価値について、しっかりした評価をしているか、あるいは評価する予定があるのかを伺う。
- ・ 集客性の高い企画展をすれば当然事業費も膨らむが、それらの事業費負担についても「くらら」同様に想定しているのか。他の美術館の事例も含めて、市の所見を伺う。

●答弁

次に、新美術館の運営についてでございます。

先般ご答弁申し上げましたとおり、現時点では、学芸部門を市の直営とし、学芸部門以外につきましては、直営や業務委託とする方式と、指定管理とする方式について調査・検討しているところでございます。

学芸部門につきましては、今年度学芸員2名の採用を内定し、来年4月より新美術館の開館準備に向け、展覧会の企画等に取り組むこととしております。また、新美術館の館長としましては、他館での経験豊富な人材の採用を内定し、館全体のマネジメントや学芸部門の統括を担当させることとしております。その他教育普及関連イベント等の運営をはじめ、展覧会の運営や作品調査など学芸業務を補佐する事務職員の配置を予定しております。

学芸部門以外の業務につきましては、受付や広報、印刷のほか、清掃や警備といった施設の維持管理業務などがございます。現在、これらの業務について、直営や業務委託とするか、指定管理とするか検討しているところですが、いずれにしましても、新美術館のミッションである「暮らしとともにあるArt、生きる喜びに出会う美術館」を具現化し、来館者が優れた芸術体験を得るとともに、居心地良い空間であることを実感していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、所蔵作品の評価についてですが、作品の購入にあたっては、購入額について他館等への調査のほか、専門家からなる美術品等収集委員会に諮った上で、購入を決定しておりますため、その評価については適正であると考えております。ただし、地方公会計上、再評価する必要がなく、取得時の評価額を用いますので、現在価値と差が生じている作品がある可能性がございますが、美術品の評価額は、美術史上の位置づけや市場の状況など、さまざまな要因でよく変動いたしますので、再評価は実務的に難しいものと考えております。

次に、企画展等の事業費についてご答弁いたします。

一般財団法人地域創造が、平成26年度に行った「地域の公立文化施設実態調査」によりますと、美術館直営施設における展覧会の開催や教育普及事業等に係る平均事業費が約2千3百万円でございます。これに対し、施設使用料・入場料収入等は平均約8百万円弱となっており、展覧会等による事業収入を上回る投資が求められるのが現状でございます。

新美術館の運営費としましては、事業費や施設管理費など全部でおよそ1億円を考えており、今後集客性の高い企画展等の開催など、収入確保の観点も踏まえた事業の検討を行っていくなど、最小限の投資で最大限の効果を図っていく必要があると考えております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

■質問者	重森議員	■担当	学校教育部
■質問事項	3 学校統合について (1) 小規模校統合について ア 福富・河内・志和における進捗状況		

■質問要旨

- ・ 子どもたちはある程度人数が多い環境で学んだり遊んだりすることが好ましいと感じており、学校においても適正規模を保つことが学習面においても心身のバランスのとれた成長においても大切だと考える。統合の要望書が出ている福富・河内の統合に向けた進捗状況や協議中の志和での統合計画について、児童生徒の保護者の意向調査を踏まえる等、どのように検討しているのかを伺う。
- ・ また、統合後の拠点づくりとして、街づくりをきちんと考えた構想を並行して提案すべきではないのか、市の考えを伺う。

●答弁

私からは、「学校統合について」のうち、「小規模校統合について」ご答弁申し上げます。

はじめに、福富・河内・志和における進捗状況でございます。

福富地区では、本年8月10日に市長及び教育長に対しまして、統合対象地域の住民自治協議会の代表者、小学校及び中学校PTA会長の連名で、福富中学校敷地内へ竹仁及び久芳小学校の統合校新設の要望をいただいております。

この要望を受けまして、10月19日に統合対象地域の住民自治協議会、小学校及び中学校PTA、保育所保護者の代表者等に出席をいただき、統合協議会を開催し、平成33年4月を目標にして、福富中学校敷地内へ竹仁小学校と久芳小学校を統合した新設校を設置する事について確認いたしました。

しかしながら、新設校設置までの期間における、統合基本方針にあります竹仁小学校の久芳小学校への統合につきましては、保護者からは、しっかりとした議論を行いたい。

また、住民自治協議会からは、そうした保護者の意見を、まずは確認したいとの意見があり、当協議会の場における承認は得られませんでした。

このため、引き続き、複式学級解消について、竹仁小学校及び久芳小学校の保護者、並びに統合対象地域の住民自治協議会を対象にした説明会や協議を継続していくこととしております。

次に、河内地区でございますが、本年9月5日に複式学級の早期解消等についての要望をいただいたもので、これを受け、10月16日に統合対象地域の住民自治協議会、小学校及び中学校PTA、保育所保護者の代表者等に出席をいただき、統合協議会を開催いたしました。

この協議会において、当該地域におきましては、平成34年4月を目標にして、河内中学校敷地内へ統合校を新設すること及び平成31年4月から河内小学校に河内西小学校を統合することについて、大筋の合意をいただき、現在、通学方法や跡地利用等、統合準備の為の協議を開始したところでございます。

次に、志和地区における統合計画についてでございますが、ご承知のとおり、昨年、東志和地域から小学校存続の要望が行われたことから、本年度は特に、学校規模適正化を図っていくことの重要性について、各地域に対して丁寧な説明に努めてまいりました。

取り分け、統合対象地域の小学校PTA及び保育園保護者会が開催される会議に積極的に参加させていただき説明を繰り返して参りました。

保護者間においても、複式学級の課題等について活発に議論が行われたもので、合わせて学校統合に係る意向調査も行われており、どの地域においても、保護者の意見は、統合賛成が多数を占めております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

こうした保護者の意見を踏まえまして、各住民自治協議会におきましても協議検討が進められ、11月27日に開催いたしました統合協議会においては、平成34年4月を目標にして、当面、西志和小学校及び志和堀小学校の2校で志和中学校敷地内に小中学校施設一体型の施設を整え、教育活動を行えるようにすること及び平成31年4月に西志和小学校に志和堀小学校を統合し、暫定的に過小規模の解消を行うことについて、概ねの理解が得られました。

また、東志和小学校区につきましては、昨年、住民自治協議会において小学校存続の決議がされておりましたが、改めて統合についての協議をされることとしておられます。

これまで、それぞれの地域の実情を説明いたしましたが、閉校になる小学校区においては、学校の跡地利用を含め、新しい学校や地域づくりについて、地域の思いを伺うこととしており、今後、地域の意向等の把握に努め、関係部局との連携によって、地域への支援につなげて参りたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も、子どもたちの教育環境や教育内容を充実させるために、学校規模の適正化を図っていくことの重要性について丁寧な説明を継続しつつ、地域コミュニティの核としての学校の性格へも配慮して、関係地域との協議を継続し、統合計画を進めて参りたいと考えております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

■質問者	重森議員	■担当	学校教育部
■質問事項	3 学校統合について （2）高美が丘小中一貫校について ア 開校時期・構想の見直しについて イ リーディングスクールとしての位置づけについて		

■質問要旨

- ・ 高美が丘地区への「施設一体型小中一貫教育」導入について、平成31年度の開校を目途に準備会を立ち上げて協議してきたが、開校が大幅に遅れる理由と構想見直しの可能性も含めて今後どのようなスケジュールで協議するのかを伺う。
- ・ 今後開校時期が遅れることによって、リーディングスクールとしての位置づけはどのようなのか伺う。

●答弁

私からは、「学校統合について」のうち、「高美が丘小中一貫校について」ご答弁申し上げます。

高美が丘地域における小中一貫教育の導入につきましては、新学習指導要領が全面実施となる時期の開校を目指して取組を進めてまいりましたが、現在のところ、この開校時期につきましては、大幅に見直す必要が出てきております。

昨年末から2回の小中学校保護者を対象とした説明会を開催する中で、計画に対する概ねの理解が得られたものと判断して準備会を立ち上げましたが、準備会において協議する中で、保護者に対して説明した内容について見直しを求める意見が強く出されました。

そのため、スケジュールどおりに計画を進めることには無理があり、今後の計画の推進については、より慎重な協議を要すると判断したことが理由でございます。

今後につきましては、引き続き、小中学校のPTAを中心に、高美が丘地域ならではの小中一貫教育を目指して、理念の共有化を図ることに努めてまいります。その後、理解が深まりました段階で、具体的な案を基に踏み込んだ協議をしていくこととなります。

また、施設の形態についてでございますが、現状でも可能な限りの小中連携は進めております。しかしながら、教員間の連携あるいは移動時間に係る問題や、子どもの実態を直接的には把握できないなど、分離しているがゆえの課題が存在しています。こうした理由から、基本的には今後も「施設一体型」の学校を考えていくこととしております。

さらに、義務教育学校やコミュニティスクールについてでございますが、これらにつきましては、高美が丘地域の実情を踏まえ、今後の理念の共有化を図る中で、検討してまいりたいと考えております。

次に、リーディングスクールとしての位置付けについてでございます。

これまで、平成24年度に策定いたしました「東広島市小中一貫・接続教育基本方針」に基づき、高美が丘小中一貫教育を、市内でのリーディングスクールとして位置付けておりました。

しかしながら、先ほど、他地域の小学校統合に係る進捗状況を説明いたしましたように、小中施設一体型の学校につきましては、高美が丘地域の計画が遅れております関係上、他地域の方が先行する形となっております。

平成28年には、法的にも新しい種類の学校として、義務教育学校が追加されるなど、小中一貫教育に関係する制度改正も行われました。

現在、こうした改正も踏まえ、本市が平成24年に策定しました基本方針の見直しを行っているところでございまして、高美が丘地域における小中一貫教育の位置付けにつきましても、改めて整理し直してまいりたいと考えております。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

- 質問者 岩崎議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 1 「人々から選ばれる人口20万都市」の実現について
(2) 教育環境の充実について
ア 人々から選ばれる教育について

■質問要旨

- 「沖縄こども未来ゾーン」を運営する財団が、受託事業として学校現場で行っている理科の出前事業のような取組みを実現していけば、教育に関心の高い保護者から、本市を選んでもらえる要因の一つになるのではないかと思う。これを本市に置き換え、大学生の協力の下、各校を巡回して理科の実験の出前授業を行えば、子どもたちと向き合う時間の少ない教育現場の改善になり、実験や体験の機会が増えることから、理科の学習成果にもなると考える。また、大学生が難しい場合は、退職教員に協力してもらうなど有効策はあると思うが、教育委員会の考えを伺う。

●答弁

私からは、「人々から選ばれる人口20万都市の実現について」のうち、「教育環境の充実について」ご答弁申し上げます。

人工知能の飛躍的進化やグローバル化の進展などにより、これからの時代を生きる子ども達には、社会の変化に主体的に関わり、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮できる「生きる力」を育むことが重要でございます。

とりわけ、議員ご指摘のように理科教育は、子ども達が自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を育てることを狙いとしております。

このため、学校においては、木々や季節の花々を植栽し、日常的に子ども達が自然事象に働きかけることができるよう環境整備を行うとともに、理科の授業において、観察や実験を積極的に取り入れ、子ども達が自然事象の中から主体的に課題を発見し、解決する学習をめざしております。

平成29年度の「基礎・基本」定着状況調査における理科の結果では、本市の小学校は4ポイント、中学校は7ポイントそれぞれ県平均を上回っておりますが、他の教科と比べて正答率が低い実態がございます。

理科の学習内容をより定着させていくためには、子ども達が目を輝かせるような自然の事物・現象に触れる新たな教材の開発や実験・観察の充実が欠かせません。

しかし、担任が全ての教科を指導する小学校においては、中学校ほどには、観察・実験の準備に十分な時間を割くことができないという課題がございます。

このため、本市におきましては、理科授業における観察・実験を充実させるために、国庫補助事業を活用して平成19年度から理科教育の専門性を持つ大学生を「観察実験アシスタント」として小学校に派遣し、理科授業の充実を図るとともに、理科室の環境整備や観察実験の準備、片付けも担うことで、理科授業の準備に関する教員の負担軽減を図っているところでございます。

大学生による専門的な理科の出前授業は、自然事象の不思議さや科学の面白さを体験することで、子ども達の科学の芽を育み、理科の学習に対する興味・関心を高めることに繋がります。

しかし、「観察・実験アシスタント」を引き受ける大学生も大学の講義等で、都合のつかない場合もございます。

また、企業と連携して小学校への科学実験等の出前授業も行っておりますが、講師の移動手段や出前授業の内容に学年の制限があるため、出前授業を活用する学校は毎年限られているという状況がございます。

答弁内容（平成29年第4回定例会）

教育委員会といたしましては、観察・実験アシスタントの派遣や理科の出前授業の充実・拡大のために、従来の教育関係を中心とした大学連携に加えて、理工系の学部との連携につきましても積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

また、退職した教員がこれまで培った専門性や経験を活かして、理科に限らず様々な教科における学習支援など、幅広く学校教育活動へのサポートを進めるため、その仕組みづくりを急いでいるところでございます。